

◇大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

- 1 通勤手当について、支給単位期間に係る最初の月に支給することが困難な場合に当該月の翌月に支給することにした。
- 2 月の途中で採用又は交通費の増額があった職員の通勤手当について、当月分から支給・改定するため必要な事項を定めることにした。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにした。
- 4 必要な経過措置を講ずることにした。
- 5 この規程は、令和8年10月1日から施行することにした。

(水道局総務部職員課)